

令和7年度 インバウンド受入アドバイザー業務委託仕様書

1 委託業務名 令和7年度 インバウンド受入アドバイザー業務

2 委託期間 契約締結日 ～ 令和8年2月28日(土)

3 委託業務内容

本市の観光事業者が訪日外国人観光客の受入に係る課題の解決に繋がる、以下の支援をおこなうこと。

(1)アドバイザー業務

①アドバイザーの配置

本事業の目的を達成するために必要な知識・経験等を有するアドバイザー1名以上を配置すること。

尚、アドバイザーについては以下の要件を満たすこと。

- ・外国人観光客の誘致に係る業務をした経験を3年以上有すること。
- ・本市のインバウンド誘客施策における重点市場(アジア:台湾・香港、欧米豪)及び、当協会として誘客に取り組んでいる、韓国・シンガポールからの観光客受入に必要な知識を有すること。

②事業の進捗管理

受注者は、アドバイザー業務の進捗、当協会の取り組みに対するアドバイスをこなう目的として、定例のミーティングを実施すること。尚、実施頻度は毎月2回程度とする。また、月ごとの対応業務をまとめたレポートも当協会に提出すること。

(2)観光事業者の訪問等によるアドバイザー業務の実施

①事業者訪問

観光事業者を訪問し、施設の状況や課題を検証のうえ、旅行者のニーズに応じたプッシュ型のアドバイザー業務をおこなうこと。尚、訪問先については当協会と協議のうえ決定すること。

②インバウンド旅行者受入に係る課題解決支援

・業者間のビジネスマッチング支援

新たなコンテンツの商品化に向けて、異業種間の連携促進を支援するとともに、国内外の旅行会社やOTA(Online Travel Agent)等とのマッチングの支援をおこなうこと。

・インバウンド旅行者向け対応人材の確保に向けた支援

本市で不足するインバウンド旅行者向け対応人材の確保に向けて、サービスを提供する企業や団体に対し、人材育成や確保、人材のスキルアップ、外国人や学生の活用など、各種補助金等の活用を含めた支援をおこなうこと。

(3)本市が抱えるインバウンド旅行者受入に係る課題の抽出と検証

①インバウンド旅行者向けアンケート調査

本市を訪れているインバウンド旅行者を対象として、滞在期間中の受入環境に関するアンケートを実施するなど、インバウンド旅行者の受入に係る本市が抱える課題の抽出、検証のうえ、観光事業者に対して提案をおこなうこと。その手法は問わず、提案によるものとするが、以下の条件を含めることとする。

- ・調査場所は交通結節点や主要観光地、3地点程度とする。
- ・サンプル数は、各地点合計300サンプルを目安とする。
- ・調査員は英語での説明・対話など本業務を遂行するために必要なスキルを有すること。
※その他言語での対応スキル等については提案をおこなうこと。
- ・アンケート回答者の国籍が著しく偏ることのないよう配慮し、可能な限り本市のインバウンド誘客施策における重点市場(アジア:台湾・香港、欧米豪)及び当協会として誘客に取り組んでいる韓国・シンガポールからの旅行者を対象とすること。

(4)インバウンド受入に関するセミナー等の実施

当協会会員を中心とした本市の観光事業者に対して、訪日外国人旅行者受入のメリット等を説明し、事業者の機運醸成に繋げるもの。

①セミナーの実施について

- ・業務委託期間内で4回以上実施すること。
- ・毎回異なるテーマ設定をおこない、それに即した専門的な知識を有する講師等を派遣すること。尚、講師を外部より派遣する場合にかかる費用は、委託料の範囲でおこなうものとする。
- ・セミナーへの参加者は50名程度を目標とし、参加費は無料とする。
- ・参加者募集に係る募集の広報業務、参加者の取りまとめは受注者がおこなう。会場の確保は委託料の範囲でおこなうものとする。また、事前広報活動については当協会もそれに協力する。

②インバウンド推進部会(仮称)の実施について

- ・当協会が新たに設ける「インバウンド推進部会(仮称)」において、当協会がおこなう企画の立案や資料作成等、設置目的の達成に向けたアドバイザー業務を実施すること。
- ・インバウンド推進部会(仮称)はワークショップ形式で行うこと。
- ・本部会については、上記セミナーと同日に実施し、講師等についても会議に参加し、参加者の質疑応答等に対応すること。

4 業務の報告

- (1)業務の終了後、業務の全体概要をまとめた業務報告書を提出すること。
- (2)その他、必要に応じて参考資料等を提出すること。

5 留意事項

- (1)委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ当協会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2)委託業務に関して得た秘密をみだりに漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。これは、委託期間が終了し、または委託期間が解除された後においても同様とする。
- (3)契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とすること。
- (4)受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (5)その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、当協会と協議して決定すること。

■別記:インバウンド推進部会(仮称)について

(1)これまでの取組

令和 6 年度より取り組む「インバウンド誘客強化事業」において、市内の観光事業者向けのインバウンド旅行者受入に係る勉強会やワークショップ、事業者訪問等をおこない、本市のインバウンド受入環境の見える化を図ってきた。

その中で、「事業者単体での取組の難しさ」や「既存資源の連携を図りたい」との意見を複数いただいたことを受け、今回業種の垣根を越えた情報交換の場を設置する。

(2) 設置の目的(ゴール設定)

- ①インバウンド受け入れに関する課題を共有し、効果的な解決を図る。
- ②インバウンド推進に関する情報を共有し、効果的な推進を図る。
- ③異業種間での意見交換を通して、新たなコンテンツ開発を目指す。

(3)部会について

①参加業種

運輸交通、宿泊施設、飲食施設、観光施設、体験提供事業者、小売り業(お土産品)

※具体的な参加事業者については、今後の協議により決定する。

②参加者

各業種のインバウンド実務者